

築上町骨髄等移植ドナー助成金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、骨髄・末梢血幹細胞（以下「骨髄等」という。）の提供を行った者に対し、築上町骨髄等移植ドナー助成金（以下「助成金」という。）を交付することにより、休業による経済的負担を軽減し、骨髄等移植の推進を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 骨髄ドナー 公益社団法人日本骨髄バンク（以下「骨髄バンク」という。）が実施する骨髄バンク事業において骨髄等の提供を完了した者をいう。
- (2) 事業所 骨髄ドナーが勤務する企業・団体等をいう。
- (3) ドナー休暇制度 事業所に勤務する者が、骨髄移植のための骨髄等の提供者として必要な通院又は入院若しくは面談のため、有給で休暇を取得できる制度をいう。
- (4) 骨髄ドナー助成事業 骨髄ドナーの休業による経済的負担を軽減するため、町長が骨髄ドナーに対して助成を行う事業をいう。

(交付対象者)

第3条 助成金は、骨髄ドナー助成事業を対象とし、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 骨髄バンクが実施する骨髄バンク事業にドナー登録を行い、骨髄等の提供を完了した者又は骨髄等の提供に係る最終同意を行った後に、提供者の自己都合以外の理由により提供を中止した者
- (2) 骨髄等の提供を行った期間において、町内に住所を有し、かつ、他の法令等により骨髄等の提供に係る助成金等を受けていない者

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、対象としない。

- (1) 町税等を滞納している者
- (2) 築上町暴力団排除条例（平成22年築上町条例第1号）第2条第1号に規定する暴力団又は同条第2号に規定する暴力団員若しくはこれらの者と密接な関係を有する者

(助成内容)

第4条 助成金の額は、骨髄等の提供のための通院若しくは入院又は面談（骨髄等の採取術及びこれに関連した医療処置によって生じた健康被害のためのものを除く。）の日数に2万円を乗じて

得た額とし、1回の提供につき14万円を限度とする。

2 前項に規定する通院若しくは入院又は面談は、次に掲げるものをいう。

- (1) 健康診断のための通院又は入院
- (2) 自己血採血のための通院又は入院
- (3) 骨髄等の採取のための入院
- (4) 前3号に掲げるもののほか、骨髄バンク又は医療機関が必要と認める通院若しくは入院又は面談

3 助成金は、骨髄ドナーが事業所の定めるドナー休暇制度及び休日を利用した場合、第1項の日数から当該休暇又は当該休日の日数を減ずるものとする。

(交付申請)

第5条 助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、築上町骨髄等移植ドナー助成金交付申請書兼請求書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、骨髄等の提供が完了した日から90日以内に、町長に提出しなければならない。ただし、町長がやむを得ない事由があると認めた場合は、この限りでない。

- (1) 骨髄バンクが発行した骨髄等の提供が完了したことを証する書類
- (2) 骨髄等の提供に係る通院又は入院した日を証する書類
- (3) 町税等を滞納していないことを証明する書類
- (4) ドナー休暇制度がないことを証する書類又はドナー休暇制度の利用状況を証する書類
- (5) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

(交付決定)

第6条 町長は、前条の規定により申請があった場合は、速やかに内容を審査し、交付を決定したときは築上町骨髄等移植ドナー助成金交付決定兼確定通知書（様式第2号）により、不交付を決定したときは築上町骨髄等移植ドナー助成金不交付決定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

(助成金の交付)

第7条 町長は、前条の規定により助成金の交付を決定したときは、速やかに当該申請者が指定する金融機関の口座に助成金を振り込むものとする。

(助成金の返還)

第8条 町長は、虚偽その他不正の手段により申請者が助成金の交付を受けたと認めたときは、当該助成金の全部又は一部を返還させることができる。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、令和5年4月1日から施行する。